

## **(別添書類第7号) 事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書**

本書類は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下、「大深度法」という。）第14条第2項第8号で規定される「事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書」である。

事業区域に係る土地の所有権に対する物件調査(平成27年11月～平成30年1月)において、事業区域内に公共・公益施設がないことを確認するとともに、平成27年8月～平成30年1月に、首都圏の行政機関では、「国土交通省関東地方整備局、東京都、品川区、大田区、世田谷区、町田市、神奈川県、川崎市」、中部圏の行政機関では、「国土交通省中部地方整備局、愛知県、名古屋市、春日井市」、高速道路関係では、「独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構、名古屋高速道路公社」、その他公益施設については、「道路占用工事企業者連絡協議会（首都圏分）、道路占用調整協議会（中部圏）を通じてその構成企業」に対して調査を実施し、各都県、区市等が管理する施設が事業区域内に存在しないことを確認した。

これにより、事業区域の全部又は一部がこの法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されていないことが確認されたため、事業区域内に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書はない。